

| | |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和9年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(令和9年3月31日まで) |

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長
庁内関係各課長

警察庁丁少発第348号
令和4年3月30日
警察庁生活安全局少年課長

少年事件の捜査管理の徹底について(通達)

少年事件の捜査管理については、「組織的な捜査管理の更なる徹底について(通達)」(平成28年6月30日付け警察庁丙刑企発第58号ほか)を踏まえつつ、「少年事件の捜査管理の徹底について(通達)」(平成29年3月23日付け警察庁丁少発第68号。以下「旧通達」という。)に基づき、徹底を図っているところである。

少年事件の捜査において、不適切な捜査管理による長期未処理や、捜査書類の紛失、隠匿等不適正な行為が発生すれば、捜査を遂げることができなくなるだけでなく、被害の回復や被疑少年の立ち直りに重大な支障をきたすこととなる。

各都道府県警察にあつては、令和4年4月1日から下記の点に留意し、引き続き少年事件の捜査管理の徹底に努められたい。

なお、旧通達については、本通達の実施をもって廃止する。

また、本通達に関しては、当庁生活安全局生活安全企画課及び刑事局刑事企画課と協議済みである。

記

1 迅速な捜査

犯罪の被害者は、事件の当事者として事件手続や捜査の進展状況に強い関心を持っており、とりわけ、事件の終結によって不安の解消、自身の被害回復及び被疑者の処分が早期に行われることを強く望んでいる場合が多い。一方、被疑少年においても、その更生を期するためには、非行の内容や少年の特性に応じた措置を速やかに執ることが必要である。

少年事件の捜査が著しく遅延することは、それだけ被害の回復を妨げるだけでなく、被疑少年の立ち直りを阻害することにもなりかねない。また、遅延のため年齢超過となり20歳以上の者に係る事件として取り扱うに至れば、被疑少年が家庭裁判所の審判を受ける機会を失うこととなる。

よって、少年事件捜査を担当する者は、事件を迅速に捜査すること。また、少年事件選別主任者等の少年事件捜査担当幹部は、捜査の進捗管理を適切に行うこと。

2 管理システム等を活用した確実な管理

(1) 捜査の進捗状況等の定期的な確認及び必要な指導

少年事件選別主任者等は、警察署で取り扱っている少年事件について、管理システム等を活用して捜査の進捗状況等を定期的に確認し、必要に応じて適切な指導・

助言を行うなどして、迅速的確な捜査を図ること。

(2) 少年事件選別主任者への報告・連絡の徹底

少年事件については、少年の特性を十分に踏まえた捜査・調査が行われるよう留意事項通達により、警察署長等は、措置の選別及び処遇意見の決定、少年又は重要な参考人の呼出し、令状の請求、事件の送致等を行うに当たっては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとされている。

したがって、少年事件捜査を担当する者は、少年事件選別主任者が捜査の各段階において警察署長に対して適切な意見を述べることができるよう、捜査の進捗等について、適時かつ的確な報告・連絡を徹底すること。

また、管理システム等の活用に際して、登載漏れを防止するためには、例えば、地域警察官が取り扱った事案に関する捜査書類等の作成・引継ぎ・返戻状況を把握するための簿冊、勤務日誌、検挙報告、犯罪事件受理簿等と突き合わせるなど、点検を励行すること。

3 教養の徹底

少年事件捜査担当幹部は、少年事件を担当することになった者に対して、基本を含めた重点的な教養を実施すること。

また、地域部門、刑事部門等他部門において捜査を担当する者に対しても、同様に教養を実施すること。

4 指導の強化

少年事件指導官等警察本部の少年事件捜査担当幹部は、警察署からの報告に基づいて事件の捜査状況を把握するのみならず、各警察署へ出向き捜査の管理状況を踏まえつつ指導すること。